

令和元年度第1回 江別市子ども・子育て会議要旨

日 時：令和元年10月11日（金）10時～

場 所：江別市民会館 32号室

出席者：江別市子ども・子育て会議委員7名

藤野友紀委員、内舘佳子委員、木村吉憲委員、高本亮委員、土田梨乃委員、
上村恵子委員、村上知恵委員

江別市（事務局）7名

佐藤健康福祉部長、岩渕子育て支援室長、四條子育て支援課長、中村子ども育成
課長、伊藤子育て支援センター事業推進参事、今野子育て支援課主査、澤田子育
て支援課非常勤職員

傍聴者：0名

1 開会

○四條子育て支援課長

開会あいさつ。委員14名中7名の参加報告。

2 委嘱状交付

3 佐藤健康福祉部長挨拶

4 委員紹介

5 議事

○藤野会長

次第4議事の（1）報告事項『江別市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について』
事務局から説明をお願いします。

○四條子育て支援課長

子ども・子育て支援事業計画の進捗については、年度毎にその進捗について報告してい
ます。今年度は平成27年度から平成30年度までの4年分の実績をまとめたものを配布
しています。主に平成30年度の実績について説明します。なお、本計画は平成27年度
に策定していますが、中間年である平成29年度に中間見直しを行っていることから、一
部の数字は平成30年度から見直した数字になっていますので、それに合わせた集計にな

っています。それでは、進捗状況について担当主査の今野よりご報告します。

○今野主査

まず、(1) 幼児期の教育・保育の提供体制等の状況について報告します。

平成30年度の実績【利用定員】は1号認定1,777人、2号認定763人、3号認定の0歳児が165人、3号認定の1・2歳児が539人となり、保育認定(2号・3号)の利用定員は、前年度と比較して118人増加となりました。この結果、提供体制との比較では、教育認定および保育認定の提供体制ともに概ね充足している状況にあります。今後ともプランとの整合を図りつつ、待機児童の状況を把握しながら、提供体制の確保に努めます。

次に、(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供等の状況についてです。

①利用者支援事業は、子育てひろば「ぼこあぼこ」および市役所子育て支援室に専任の職員2名を配置して、子育てサービスや教育・保育施設の利用相談など、様々な子育て相談に対応しているほか、地域あそびのひろばや保健センターを会場に実施している出張相談も行っており、概ね充足しています。

②地域子育て支援拠点事業は、平成30年度の量の見込みが10,500人、実績が10,050人となっています。公設・民間合わせて前年度から1か所増の9か所の子育て支援センター(江別地区3か所・野幌地区4か所・大麻地区2か所)において、親子の交流、遊びの場の提供、子育て相談、講習会等の事業を行っています。利用は前年度から微増となったものの、プランとの比較では450人下回りました。今後とも地域の実情に応じ、子育て支援センターの設置を検討しながら、事業内容の充実に努めます。

③妊婦健康診査・④乳児家庭全戸訪問事業は、妊婦や乳児の健康状態や生活状況を把握して適切な支援につなげるための事業となります。妊婦健康診査は、前年度と比較して利用が7,331回と微減し、受診回数も微減となり、プランを下回っている状況です。乳児家庭全戸訪問事業は、子どもが生まれた世帯が減少したことにより、実績数が640人とプランを下回りました。今後とも関係機関と連携しながら事業を推進します。

⑤養育支援訪問事業・⑥子育て短期支援事業(ショートステイ事業)は、養育支援が特に必要な家庭に対して短期集中的に養育支援を行う事業です。養育支援訪問事業はプランを上回り223人、子育て短期支援事業は30人とプランを下回りました。引き続き様々な相談に対応する中で、適切なサービス提供につなげます。

⑦ファミリー・サポート・センター事業は、子育て支援に関する援助を依頼する会員と提供する会員のマッチングにより、子育てを地域で支える仕組みを推進する事業となります。今年の実績は26人と前年度より利用者が増加していますが、プランを下回っている状況です。

⑧一時預かり事業の幼稚園と幼稚園以外の利用は、引き続き高い水準となっています。また、⑨延長保育事業は、昨年度よりも大幅に増加しています。令和元年10月の幼児教育・保育の無償化により、さらに利用が増加することも想定されることから、ニーズの把握等に努め、必要な対応を検討します。

⑩病児・病後児保育事業は、市内保育施設1箇所に運営費の一部を補助することにより、子どもの病中・病後の保育を提供しています。インフルエンザの流行等により年度毎の実

績にばらつきがあり、本年度はプランを下回りました。

⑪放課後児童クラブは、小学生の子を持つ保護者の就労支援とともに、放課後の児童の生活の場の確保および健全育成を目的として、公設および民設により実施しています。前年度から利用定員の増減はなく、プランを下回っています。保育ニーズの高まりに伴い、今後量の見込みの増加が見込まれることから、引き続き的確にニーズを把握する中で、提供体制の確保に努めます。

5. まとめと今後の展望としては、転入世帯の増加等によって、プランの推計を上回ったことから、平成29年度に中間見直しを実施しており、今後においては、幼児教育・保育の無償化による影響、子どもを取り巻く環境、女性の就労率向上等の社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、子育てに関する施策・事業等を展開してまいります。令和元年度は現行の江別市子ども・子育て支援事業計画の最終年度となることから、令和2年度から令和6年度を計画期間とする第二期子ども・子育て支援事業計画の策定を実施します。

6. その他として、関連する主な事業の状況については、資料1-2を参照願います。

○藤野会長

ありがとうございました。ただいまの説明について質疑をお願いします。

○藤野会長

⑧一時預かり事業と⑨延長保育事業ですが、幼児教育・保育の無償化により利用が増加することも想定されるという事ですが、無償化になると一時預かりや延長保育の料金も変わってくるということですか。

○四條子育て支援課長

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施されました。例えば、幼稚園1号認定の教育として利用していた場合、まず、基本となる料金が無償となります。加えてその中でも保護者の就労形態が月64時間以上の就労がある等様々な条件がありますが、それらの条件を満たしていた場合、みなし2号ということで2号認定のお子さまに準ずる形で、一時預かりについては、1月11,300円、1日450円を上限として無償化されています。例えば、園の料金設定にもよりますが、1時間あたり100円かかるとして、4時間利用した場合、料金が100円×4時間で400円となり、450円が1日の上限額ですので、4時間一時預かりを利用したとしても、みなし2号として認定を受けていると利用料は保護者の支払いはなく、市から給付費としてその相当額を園に支払うという仕組みに変わっています。

そのため、給食費やバス代などの実費徴収は変わりませんが、保育に係る部分、延長もしくは預かりに係る部分については無償、みなし2号の認定を受けていない私的預かりは引き続き保護者負担がかかるという制度になっています。

○藤野会長

ありがとうございます。そうすると、幼稚園でみなし2号の認定を受けたお子さんの一時預かりの利用時間が増えるのではないかということですか。

○四條子育て支援課長

増加のこととなると気掛りなのは、現在短時間就労で月に64時間に満たない時間で就労している保護者の場合は、一時預かりの無償化の対象にはなりません。ただ、勤務を拡

大することによって月64時間を超えるように就労形態が変われば、そのお子さんは申請することによって追加でみなし2号の認定を受ける事が可能となります。そうすると、一部には勤務のあり方を変えて、みなし2号認定を受けたうえで一時預かりを利用しようとする保護者が出てくるということがあります。その影響で一時預かりの人数が増加するのではないかと、また、働くのであれば3歳から5歳の保育は無償となりますので、教育の1号認定ではなくて保育の2号認定に切り替えようとする保護者も出てくるのではないかと考えられます。

そのため、今回の幼児教育・保育の無償化というのは、これから計画策定を進めていく第二期子ども・子育て支援事業計画において、かなり影響が出るのではないかと憂慮しています。

したがって、始まったばかりの制度で動向を見込むのは時間がないところですが、それらの把握が次期計画策定の量の見込みを算出する際の重要なファクターになると考えています。

○木村委員

今の話に関して現場の実態をお伝えしますと、8月にみなし2号認定について預かり保育も無償化になること条件も含めた文書を配布しました。73名の方から預かり保育も無償化になる2号認定の申請を受けました。その中で、月の勤務時間が60時間の保護者さんがいました。その方は、市から直接連絡が来て無償化にならない旨の説明を受けたと聞きました。あと月4時間働けば条件を満たすので、雇用側と相談して月64時間を超える勤務にして、再度申請をして無償化対象になる方向で検討されています。また、10月に入ってから、先の73名とは別に、働き始めたので追加でみなし2号認定の申請をしますという方が3名いました。お勤めをしていて、自分の勤務時間によって、子どもの預かり保育の料金が無償化になるかどうかが決まる状況の保護者は、勤務時間が足りなければ、やはり月64時間を超える勤務になるよう雇用主側と相談して、みなし2号認定の申請をしようという傾向が若干出てきているように感じます。今後も拡大していくのかなと考えています。自分の園はこういう状況ですが、他の幼稚園の中では、1日平均30名ほどの利用があった預かり保育がこの10月には50名ほどに増えたという話も聞いています。やはりこのことが影響して幼稚園での預かり保育の人数は拡大していく傾向があると思います。

○藤野会長

具体的な事例のご説明ありがとうございます。そうすると、後々の動きとして幼児教育・保育の無償化によって、幼稚園の預かり保育が保護者の勤務時間を増やすことでニーズが増えつつあるし、今後もそういう動きが出てくるだろうということですね。その後として、それならば保育園や保育認定にと選択していく人も出てくるのではないだろうかということですね。

○四條子育て支援課長

はい。

○藤野会長

ありがとうございます。幼稚園の預かり保育が今までより増えていくと人手確保が大変

になりますか。

○木村委員

当園の場合は園舎があるので、利用者が増えた分は、教室を使って対応することができますが、それらのお子さんを見る先生がここ数年なかなかいませんので、そこが問題です。

○藤野会長

近々の問題ですね。よく分かりました。ありがとうございました。

他にご質問等ありますか。

○中村子ども育成課課長

今の話の本筋とは少しずれますが、⑨の延長保育事業は保育園に通っているお子さんの18時15分以降の延長保育について記載されていて、説明の中で幼稚園の主な延長保育については無償化ということですが、保育園の18時15分以降の延長保育については無償化の対象とはなっていませんので、補足でお伝えします。

○藤野会長

実費のままということですね。ご説明ありがとうございます。

他に質問ありますか。

○上村委員

⑪の放課後児童クラブについてですが、これまでプランより実績が多い一方で、年々プランの量の見込みも増加していることで、実績との差が少なくなっていることから、充足しているように見えます。全体のことは分かりませんが、身近では、1・2年生ではクラブに入れるが3年生になると入れないとか、お子さんが4年生で他のお子さんの中には放課後お留守番ができる子もいるが、うちの子はお留守番が難しいのでクラブを利用したいけど入れないなどの話も耳にします。

そういう話を聞くと充足しているのか、量の見込みも高学年に比べて低学年の方がかなり多く、高学年で必要な子がクラブに入れているのか教えてください。

○四條子育て支援課長

こちらの資料は平成30年度までの実績を報告しています。平成29年度と平成30年度の利用定員はどちらも716名で、この間定員の増加はありませんでしたが、平成31年4月1日から新たに2箇所のクラブがオープンしています。小学校区でいうと、大麻小学校区に1箇所、大麻東小学校区に1箇所です。加えて文京台小学校区にある森の子児童クラブの定員を拡大しました。その結果、平成31年度の数字でいうと、定員自体は50名程度増加しています。

ただ、それで十分かという保育のニーズが高まることに伴って、数年後には放課後児童クラブのニーズが変わっていくのは必然ですので、それらを放課後児童クラブは子どもが徒歩で帰宅すると考えて小学校区毎に必要な定員数を確保することが命題となってきます。それらの動向をみながら、放課後児童クラブに関しては、市の総合計画の未来づくり戦略の中でも中心となっている事業ですので、待機児童を発生させないような取り組みが求められています。来年度に関しても適切に量の見込みを算出し、不足が想定される小学校区については、定員数の拡大に向けて調整していくことの繰り返しになっていきます。ただ、先程の話に戻りますが、幼児教育・保育の無償化により教育・保育ニーズなどがどう

変化していくか、その変化に応える形でその数年後には放課後児童クラブのニーズに変化する部分もありますので、今回の無償化の動きは丁寧に見ていかなければなりません。後程、第二期子ども子育て支援事業計画の内容の中で年少人口の動向なども協議いただくこととなりますが、今日の北海道新聞江別版で「江別市の人口が転入増により増加し、年少人口の増加も近年では見られないほどの数字になっている」との記事がありました。これらの動向がどこまで続くのか、子どもの数とニーズ量の変化の2つから複合的に、放課後児童クラブに限らず、幼児教育・保育や子育て支援関係の事業も量を適切に見込んでいくことが求められている状況にあると考えています。

○上村委員

ありがとうございました。

○藤野会長

ありがとうございます。他に質疑ありますか。

○高本委員

幼児教育・保育の無償化が始まったばかりで、これから保護者によっては就労時間の変更をしていくことも考えられるので、より明らかになるのはこれからだと思いますが、現時点で、無償化になる世帯と無償化対象外になる世帯の割合を参考までに教えていただきたいと思います。

○四條子育て支援課長

3歳児クラスから5歳児クラスまでのお子さんは、すべて無償化対象です。幼稚園でいうと、教育認定で幼稚園に入っているお子さんはみなさん3歳児クラス以上ですので無償化の対象となります。さらに先程申し上げた条件を満たせば、預かり保育も無償となります。幼稚園側で保護者に対して請求する費用は、副食費やバス利用の方はバス代、一部の人件費ということになります。また、所得が低い世帯等に関しては副食費も月額上限4,500円まで無償となりますので、今回の教育・保育の無償化で家計の負担は減っています。例えば、幼稚園の保育料が月17,000円として年間200,000円程度、入園料も加えると場合によっては年間230,000円程度、預かりも利用し無償であれば場合によっては年間300,000円程度の家計の負担軽減になっている世帯があると考えられます。

○中村子ども育成課長

保育園も3歳以上については保育料無償となり、副食費についても同様の考え方です。0歳から2歳の保育料は現行のままとなっていますが、住民税非課税の世帯については保育料が無償となっています。細かい数字は出していませんが、0歳から2歳児の世帯全体で無償になった世帯は数十世帯であまり多くを占めていません。

○四條子育て支援課長

補足しますが、子育て支援課が私学助成幼稚園、子ども育成課が新制度幼稚園を担当しています。私学助成の幼稚園は現在3園ありますが、全部で500名強の子どもがいる中で今回みなし2号、いわゆる預かり保育も無償となったのは、およそ3分の1です。よって、3分の1の子どもの保護者は月64時間以上の就労などの条件を満たして、預かり部分も対象となるみなし2号の認定をしました。予想よりやや少なかった印象ですが、そう

いう制度であることの理解が広まれば、制度を利用するため勤務時間の延長や、新たに働きに出ようという保護者の意識が生まれてきてニーズが高まってくると考えられます。それに伴い、無償化になった経費は公費からの支出も大きくなっていくという事になりますが、家計の負担については3歳から5歳に関しては大きく減少しているのが現状です。

○藤野会長

64時間というのは、1月あたり64時間ですね。意外と容易にみなし2号の該当になりそうですね。

○中村子ども育成課長

保育園に申請をする際の就労を理由とした場合の最低就労時間が月64時間を超えていることが条件となり、それと同じ基準を適用しています。

○藤野会長

保育園は自治体によると思いますが、保育園の申請ができるのは就労の場合月64時間以上が基準ですね。認定は就労時間の長い方から優先されて入園できると思いますが、64時間以上の勤務をしている方から入園に届かなかった就労時間の方までのお子さんも保育園に入れなかったから、幼稚園に入れる就労世帯もあるということですか。

○木村委員

保育園の定員が埋まっていて入れなかったから、幼稚園にという考えだけではないようです。もちろん保護者の就労で幼稚園の預かりを利用する方もいますが、保育園の定員枠が十分にあって入園できる体制だとしても、幼稚園に通う子どもの預かりのニーズはなくなると思います。保育園の保育と保護者が子どもの幼児期の教育に求める希望が異なることもあると思います。

○四條子育て支援課長

もともと園の特色に魅力を感じて園を選んで、最初から預かりも利用することを前提として幼稚園を選ばれる方もいると思います。

○木村委員

幼稚園の方がいいと考えている保護者もいますので、まず幼稚園の中から園を探す。そして預かりを使うという方法で通園するということです。

○藤野会長

周りの方から情報を得て、制度への理解が深まって幼稚園生活を楽しく維持しながら、預かり保育を無償で使って、子どももお友達とより長い時間遊べるというメリットを感じて、ニーズがどんどん増えていくことも予想できますね。

○四條子育て支援課長

実際は、協議事項の中で第二期計画の策定について出していますが、量の見込みを出すにあたり、第二期計画を今年度作ることは最初から分かっていたことですが、計画を作る年に無償化を実施するという事は、未来の予測を非常に難しくさせている状況にあり、計画策定がより大変になってきています。

○藤野会長

お疲れさまです。ありがとうございました。

他に質疑はありますか。

○村上委員

うちの子も年長で幼稚園に通っていて預かりを利用しています。私も主人も働いていますが、私の就労時間が無償化の基準を満たしているのかよく分からなかったのも、無償化の申請はしていません。年長ということで残り半年の期間ですし、それだったら申請しなくてもいいかと思って、同学年の保護者からは申請をしていないという話も聞きます。お仕事しながら申請書類を用意するのが面倒という声も聞きますし、預かりの料金もさほど高額ではありませんし、大部分の幼稚園費用が無償になるのであれば、預かり料金位は自己負担してもいいと考えて年長の子どもがいる保護者には申請していない方がけっこういると思います。

幼稚園には年長から通園するお子さんより満3歳や年少から通園しているお子さんが多いように見えるので、来年度以降、保育料および預かり保育の無償化の申請をされる保護者が増えていくのではないかと思います。また、先程の放課後児童クラブはうちの子も来年度利用を考えています。量の見込みが資料には記載されていますが、これまで対象児がいる我が家にはニーズに関わる調査が来たことはないですし、実際の申請時期までは最終的に利用を希望するかどうか判断できないのではないですか。現時点で出されている量の見込みが学校の入学前の学校もしくはクラブからの説明会でニーズ量を計り提供体制を作っているとしたら、実際のニーズを満たせないものになるのではないですか。

○四條子育て支援課長

今のお話で、潜在みなし2号の方がいるということが新たな情報で、残り半年くらいの預かりの自己負担なら申請しなくてもという事ですか。

○木村委員

そう考えている方もいると思います。書類を準備するのが面倒くさいと感じる方はいますね。雇用側から雇用証明をもらわなくてはいけないし、その証明内容の勤務時間の長さによって無償になるか否かがありますから、保護者としては無償化の対象になるために雇用時間月64時間以上を確保してほしい、けれど雇用側はそこまでの勤務を求めているなどの折衝が出ることもありますから。

○四條子育て支援課長

潜在みなし2号の方については、新たな危機感を持って対応したいと思います。放課後児童クラブについては、昨年この第二期計画の策定にあたってニーズ調査を行いました。全世帯ではありませんが、未就学の世帯を対象にランダムに調査をお願いしました。個別のニーズ調査は行っていませんが、小学校区におけるニーズ量、特に低学年の1年生から見えていき把握した中で量を見込み、学校区によってニーズが何%くらいなのかを基に放課後児童クラブの定員をどうするか考えていかねばならないと考えています。これから各学校が入学前の説明会で放課後児童クラブについてご紹介します。そのうえで実際の校区や地域と常に連携をとっていますので、ご理解いただければと思います。

○藤野会長

この1・2年ニーズが読めないとなると、少し早めに体制などを把握できた方が保護者の立場としては安心ですね。

○木村委員

先程、保育士の人手確保が大変ではという話が出ましたが、当園は日常的に1日60名程度の利用があり、保育士も3名体制を組んでいます。1日30名から50名に利用が増えた園は保育士が1名体制だったのを2名に増やさなくてはいけなくなります。そこで、利用に制限をかけ、保護者の私的な預かりについてはお断りして、みなし2号の認定を受けている方しか利用を受け入れないものにしなれば、年度途中の保育士の採用が難しいので乗り切れないという話も聞きました。来年度以降この制度が浸透していき、新しい入園児にも預かり希望が大きく増えた時が大変になると思います。

○藤野会長

概ね質疑も出尽くしたようですので、次の議事に進みたいと思います。

○四條子育て支援課長

それでは、資料2-1について説明します。

江別市は、子ども・子育て事業計画を平成27年に策定し、これは5年間の計画で、平成31年度が最終年度となっています。全国一斉で、子ども・子育て支援新制度が始まる時に全市町村で作っているもので、全市町村が今年度に第二期計画の策定を進めているところです。計画期間は令和2年度から令和6年度の5か年の計画となり、計画を策定するにあたり、方針が国から示されますが、当初、国は6月中に示すとしていたところ、実際には令和元年9月3日に改正基本指針が2ヶ月以上遅れて告示されました。さらに9月10日に来年4月から施行分として、基本指針が改正されているところです。第1回の子ども・子育て会議がこの時期になったのは、この基本指針の改定・改正を受け、来年からの計画にどういったことを盛り込むのか、どういった考え方で計画を策定していくのか、確認をしたうえで開催させていただいたためです。

そのため、スタートが本日10月11日となり、12月下旬にパブリックコメントを募集する作業を進めたいと考えています。その分、子ども・子育て会議の開催の間隔が短くなりますが、ご理解いただきたいと思います。本日以降、適宜開催して12月下旬のパブリックコメントを目指していきますが、確定ではありませんので12月以降のスケジュールについては若干流動的なところもあります。いずれにしても、今年度中に計画を策定することになりますので、3月の決定に向けて改めてよろしくお願ひします。続きまして資料2-2について今野より説明します。

○今野主査

資料2-2をご覧ください。

国で作った基本指針の改正についての概要の説明文書となります。

まず、(1)「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴い放課後児童クラブについて追記されています。目標事業量を設定するにあたって、5歳児や2号認定を受ける子どもの幼稚園における預かり保育の定期利用等のニーズを幅広く想定するとともに、「新・放課後子ども総合プラン」において女性就業率が80%となることを想定して2019年度から2023年度末までに約30万人分の整備を行う事としていることから、それについての配慮をしながら計画を立てていく必要があります。

(2) 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記ですが、子どもの権利擁護に関して体罰によらない子育てを推進するという文言が追記にな

っています。

(3) その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正として幼児教育・保育の質の向上に資するよう、幼児教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等の体制整備に努めること、また、児童福祉法に基づく障がい児福祉計画について、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握することとされていることを踏まえ、市町村計画・都道府県計画の作成にあたって調和を保つべき計画として明記すること、そして医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等がそれぞれ追記されています。

(4) 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い、先程話題になっていた内容が追記されています。

以上の改正点を踏まえて第二期計画を検討していきます。資料2-2についての説明は以上です。

○四條子育て支援課長

続きまして、資料2-3について説明します。資料2-1、2-2に関しましては、基本指針を受けた策定のスケジュールと子ども・子育て支援事業計画に関することでしたが、資料2-3は子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部が改正されたことによる資料です。当該法律については、令和元年6月19日に交付され、9月7日に施行されています。この中で特に注目すべき点は、市町村による貧困対策計画の策定が追加されている点です。これは、貧困対策計画の策定を市町村に努力義務として課したものです。改正前は、都道府県および政令都市に対して策定の努力義務が課されていたもので、これを受け北海道や札幌市では既に子どもの貧困対策計画を策定しています。今回、市町村にまで努力義務が拡大されたことに伴い、どのように策定を進めていくかということも検討してきたところです。

続いて、右上に事務連絡と記載されている国からの通知ですが、4段落目の2行目、「今般努力義務とされた市町村における子どもの貧困対策についての計画について、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画や子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画等、盛り込む内容が重複する他の法律の規定により策定する計画と一体のものとして策定して差し支えないものとする」と示されています。この内容を受け、今回第二期子ども・子育て支援事業計画を策定するのに合わせ、一体的に子どもの貧困対策計画の策定を行うことを考えています。

子ども・子育て支援事業計画について簡単に説明しますと、昨年子ども・子育てに関するニーズ調査を実施し、今回の第二期計画の策定に向けてニーズを把握し、盛り込んでいく基礎資料を集めたところです。併せて、昨年江別市では、子ども・子育て会議でも審議した子どもの生活実態調査も実施しています。子どもの置かれている家庭環境がどうか、それを所得階層別に見るとどういった傾向が見られるのか、江別市の特徴を洗い出すために実施した調査で、この基礎資料もありますので、これらを使い新たに第二期子ども・子育て支援事業計画と、子どもの貧困対策推進計画を一体的に策定することを確認したところです。

次に、資料2-4に移ります。前段説明した国の基本指針の改定と子どもの貧困対策推

進計画を加えて一体的に策定するにあたっての第二期江別市子ども・子育て支援事業計画の骨子案です。基本的には、現行計画を踏襲し、社会情勢の変化を盛り込んだ内容で策定を進めますが、特に資料の赤字の部分は、今回の基本指針の改定を受けて盛り込むべき内容として追加された部分です。第1章の2計画の策定と位置づけには、子どもの貧困対策推進法第9条第2項に基づく「(仮称)江別市子どもの貧困対策推進計画」を一体的に策定するとしています。第4章の基本目標1で一部追記すべき事項を盛り込んだほか、基本目標2では基本施策2-5子どもの貧困対策の推進と位置づけ、子どもの貧困対策推進計画の中で求められる(1)教育支援の充実、(2)生活支援の充実、(3)経済的支援の充実、(4)関係機関との連携支援の項目を新たに設ける予定です。その他個別の第5章の量の見込みと提供体制については、この後将来子ども人口についても説明しますが、将来子ども人口を確定したうえで、昨年の調査の結果や幼児教育・保育の無償化によるニーズの変化などを加味して実際に量の見込み推計し、市としてどのような提供体制を構築していくかという所が一番の肝になります。こちらについては後日計画素案を出して議論いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○藤野会長

ありがとうございました。それでは、今の説明について委員の方から質疑がありましたらお願いします。

○木村委員

資料2-4の幼児期の教育・保育の充実(質の向上・幼児教育アドバイザーの配置・確保に関する追記)というのがありますが、幼児教育アドバイザーというのはどういう方ですか。アドバイザーよりも現場で働く幼稚園教諭や保育士の確保で、財政規模が違いますが、札幌市では1億3千万円の予算を設けて、就園奨励費事業の一環として3年・6年・9年勤務した先生方に10万円の支給を行っていて、札幌の園に就職する先生が増えています。先生方が学生時代に借りていた奨学金の返済についての補助や先生の宿舍や住まいの補助などもあり、江別の幼児保育施設に勤めるとこんなメリットがあるという事業を打ち出してくれるなど、幼児教育アドバイザーもいいですが、幼児保育に現場で携わる人間の確保に努めてほしいと思います。

○四條子育て支援課長

まず、アドバイザーについてです。幼児教育・保育の無償化が行われるにあたって色々な声が挙がりました。その一つが質の低下が起こるのではないかと、という声です。無償化をきっかけに預ける子どもが増え、保育士も増やさなければならない。これまで行ってきた幼児教育・保育の質の低下を招かない、質の低下を避けるためにアドバイザーを配置して、市職員や若い現場の先生のスキルアップ等を補完をする意味で、質の向上を目指すのがアドバイザーの位置づけだと思います。国からは義務的にしてほしいという話ですが、木村委員がおっしゃっていたのは、そうではなく切実なのは現場の幼稚園教諭や保育士の確保ということですので、担当の子ども育成課長の中村に代わります。

○中村子ども育成課長

保育士や幼稚園教諭の確保は、計画の内容を考えるシーンとは別の課題だと思っており、現状では市内の園は基準を満たした人数の先生を配置できていますが、人数が少なく休み

が取りにくい等の状況もあります。無償化により事業が拡大すると先生方の確保も増々難しくなるだろうと認識しています。8月下旬から9月上旬にかけて約30の施設にアンケート調査を実施しました。現在集計中ですが、アンケートだけでは把握できない部分もありますので、担当者が個別に園を訪問しヒアリングを行っているところです。アンケートの中でも、アパートの借上げや奨学金の返済補助、一時金等周辺市町村が行っているようなものも要望にあり、各園の状況等も聞き、それらが江別市に合うかどうか、札幌市の隣の当市で予算的に同等のものは難しいと思いますが、江別の特徴にあったものをこれから作り上げていきたいと考えています。

○木村委員

わかりました。是非よろしくお願いします。

○藤野会長

よろしいですか。では、土田委員どうぞ。

○土田委員

任期が今月末までで、この第二期子ども・子育て支援事業計画にどこまで関われるのかわかりませんが、是非継続してほしい部分があります。資料1-1(2)地域子ども・子育て支援事業の提供体制ですが、いつからか子育て支援センターすくすくに助産師さんが配置されるようになったことがすごく嬉しかったです。私自身利用していましたが、子どもを連れて病院に行かなくても助産師さんに相談できるという環境が、相談をされていた他のお母さんも安心されていると、すくすくに通っていて感じました。特に第二子を妊娠しているお母さんは、第一子を連れて病院に相談に行ったり、子どもを見ながら他の相談に行ったりすることは難しいので、支援センターに助産師さんが配置されたのは子育てをしているお母さんにはプラスになる取り組みだと思いますので、是非続けてほしいと思いました。

先程みなし2号の話が出ていましたが、自分の子は1号に該当します。3歳と5歳の子がいますが、10月から幼稚園の預かりの料金設定が2倍になりました。おそらく、みなし2号の方が増え、預かりの利用量が増えてしまって、受け入れ人数に制限をかけるより料金を上げて、利用者の増加を抑えるためだと考えられますが、1号認定のお母さんの中では、働いていない方または勤務時間の少ない方が預かりの利用ができなくなったという状況もあります。預かりが必要になる背景や必要度は異なりますが、従来利用していた預かり保育が利用しにくくなったという家庭もあることをこの場でお伝えしたいと思いました。

また、子どもを連れてお出かけする支援の場ですが、我が家は2年後には5歳と7歳の子がいる状態になります。子育て支援センターのほとんどが、就学前の子どもが対象になるので、長期休みなどに子ども2人を連れていける支援センターはぽこあぽこのみ、ということになります。そのため、子育て支援センターの年齢制限の上限の緩和なども、今後預かり保育が利用できない保護者の一助になるのではないかと思いますので、ご検討いただきたく話しました。ありがとうございました。

○伊藤子育て支援センター事業推進参事

子育て世代包括支援事業として、子育て世代サポートえべつが設置されたので、情報提

供したいと思います。これは妊娠期から子育て期までの支援を行う事業で、江別には子育てを支える多くの仕組みがありますが、それらを一体化し切れ目のない支援をしていこうという目的です。それに伴い妊娠期の全数面談もスタートしました。これまで妊娠届を市役所で出された場合は、事務職の職員が手続きをしていましたが、様々な支援をするにあたり、妊娠期からその家庭を知り、関わりを持っていくことが重要であると分かっているので、妊娠届を出した時点ですべての母親と、中には父親も一緒に来ていることもありますが、面談し、ひとり親になる可能性があるとか、周りに支援してくれる方がいない状態にある家庭など様々な状況をその場で把握し、必要に応じて支援する案を作っていく体制です。現在、保健センターと市役所本庁舎の2箇所で、保健センターは保健師と助産師、市役所は子育て支援コーディネーターとそれぞれ専門職が受け付けし、すべての方と面談をしています。これによって様々な子育て家庭を支援していく仕組みができていくのではないかと思います。

もう一つ、様々な相談をするにあたって、子ども育成課窓口や保健センターでも相談はできますが、より身近な場所で相談の機会を提供するために、巡回相談を実施します。現在市内各地で「あそびのひろば」といって、親子が自由に遊びに来られる場所を展開していますが、その内の3箇所、江別地区は区画整理記念会館、野幌地区は鉄南地区センター、大麻地区は大麻西地区センターで、月に1回助産師、保健師、子育て支援コーディネーターが伺い、時には歯科衛生士、栄養士等も同行して、あそびのひろばで相談を受けられる体制となりました。実際に巡回相談が始まっていますが、その相談を目当てに遊びに来られる方、また遊びに来ただけだった方が相談できる機会を知って日々の子育てでの困りごとや疑問などを聞いてみたいと、相談されていく方もいる状態です。

○藤野会長

ありがとうございます。今の話は、江別版ネウボラみたいな体制という事ですか。素晴らしいですね。土田委員、具体的な状況と要望を挙げていただき、ありがとうございます。他に質疑のある方はいますか。

○上村委員

資料2-2(3)障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握することとされていることを踏まえ、市町村計画・都道府県計画の作成にあたって調和を保つべき計画として明記することとありますが、障がいのある子が他の子と同じような保育やサービスを受けられるように調和しなさいということですか。私の周りにも障がいのあるお子さんを持つ保護者がいて、重度ではないのですが若干の医療的ケアに近い支援が必要なお子さんで、保育園に入園できなそうだという話をその方から聞きました。看護師もいる園ですが、保育士が不足している為に看護師の方も普段の保育活動にかからなくてはならず、安全にお子さんを預かる事が難しいという理由だったようです。

しかし、保育園に入れず保護者さんが就労を諦めなくてはならない状況が続いていくと、やがて資料2-3でも取り上げられている、子どもの貧困につながりかねないことから、市外への転居を検討していて残念に思いました。無償化の影響も含めて保育のニーズが高まることが考えられますが、障がい児のように手のかかるお子さんがいっそう入りづらくなってしまい、障がい児を持つ世帯の就労に制限が出て、将来貧困世帯となる心配もあり

ます。現に貧困にある子どもへの対策は大切ですが、新たな貧困世帯を作らない対策も重要だと思うのですがいかがですか。障がいのあるお子さんもないお子さんも平等に、安心して保護者が働ける環境をつくっていただけたらと思います。

○四條子育て支援課長

こちらについては、国が示した骨子案でありますので、今後の作業ということになりますが、障がい児福祉計画は調和を保つべき計画で、平成30年度から平成32年度までの3か年の計画となっています。それも来年度、障がい児福祉計画について見直し、令和3年度からの計画を作成しなければならないのですが、今委員が話されたような点を踏まえることが、この基本指針中でも明示されました。

よって、今回はあくまで項目を出すという段階で、今回の資料を計画策定の骨子として進めることをこの場でご承認いただき、次回以降は素案でこれらの中身について数値目標を持つ事業とそうでない事業や、理念として一定の考えを持って進めていくような事業、また、昨年行った調査で障がいに関するご意見ご要望も実際に聞いているので、それらのものをどのように計画に反映するのかをこれからの第二期計画策定に向けて示し、子ども・子育て会議の中でご議論いただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○藤野会長

ありがとうございます。貧困対策と障がい児保育、すべて一体で検討できるという事ですので、今後一緒に頑張っていきたいと思ひます。

では、概ね意見が出尽くしたようですので、次は資料2-5について事務局から説明をお願いします。

○四條子育て支援課長

今後の計画の肝になる部分となりますので、本日の会議で承認いただきたいと思います。将来子ども人口の推計です。計画を策定するにあたり、量の見込みと提供体制を先程の進捗状況にあったように、子ども・子育て支援事業計画に数値目標や整備内容として明示することになります。その根幹を成すのが、子どもの数ということになります。

子どもの数を正確に見積もらないと、量の見込みというのは年齢階層別の子どもの数とニーズ量をかけたもの等から導き出されるので、子どもの数はその基礎となる非常に大切な数値となります。こちらについて今後の子どもの人口の動向を見積もったものを資料として示していますので説明します。

子どもの将来人口（推計）は、一般的に変化率というものをを用いて推計した将来の子ども人口です。まず、上段左側ではその時点での年齢別の人口実績が記載しています。平成27年4月1日時点で0歳児が663人でしたが、翌年平成28年4月1日時点では、当時0歳児の子どもは1歳になっていますので、1歳児の行と比較します。そうすると1歳児は723人となっており、その663人と723人の差を率にしたものが変化率となり実績人数の横に記載しています。年齢毎に平成27年4月1日から平成31年4月1日までを実績からの変化率で記載しています。変化率が1を超えると転入等により世代人口が増加し、1を下回ると減少していることとなります。平成31年度の実績までを見ていただくと分かる通り、ほとんどが変化率1を越えています。これは、ここ数年江別市の年少人口の社会増が続いていることを具体的に示しています。平成27年頃から緑ヶ丘で

80区画程度の宅地分譲があり、そこを購入して住んだ世帯の多くが、子どもが小さい子育て世代の方でした。その影響もあり、平成28年度・平成29年度の伸び率が高く出ています。平成30年度の伸び率は若干落ち着いています。これは、緑ヶ丘の宅地分譲が落ち着いた影響であると考えています。そして、平成31年度は資料で示している実績の中で一番高い数字となっています。1歳児をみると平成30年度の変化率が1.104に対して、1.137と非常に高くなり、全年齢を通して比較的高い数値を示しています。平成30年秋ごろから大麻栄町で70区画弱、大麻北町で70区画強、野幌若葉町で170区画強の分譲区画が販売され、それらを購入する世帯の方々が転入者として住み始め、今江別市では転入超過の状況が続いています。今朝の北海道新聞の記事では、10月1日時点の人口を毎年比較すると、15年ぶりに転入増により前年を上回ったとありました。その他にも全国的に見ても江別市の年少人口の増加が相当高い順位になっていることから、札幌を中心に集合住宅等で住んでいた世帯が、子どもをどういう環境で育てていくかを検討された時に、江別市に良質な住宅地があって、その区画を購入し家を建てるといった循環が生まれ、加えて昭和40年代にできた住宅地の中で、高齢化などで住人がなくなった家の建て替えやリフォームが行われ、子育て世帯が入居するといった住み替えが増えている状況も見られます。

このような状況の現在、人口を推計するのが難しい時期であると事務局は考えています。年少人口に限らず、全年齢において、江別市の人口が減少傾向にあったものが、子育て世帯の増加により、人口増加まで見られるようになってきている。その中で向こう5年間の人口をどのように推計していくのが良いのかを検討し、変化率に基づいて推計した数字を資料としてまとめています。直近の令和2年4月1日に関しては、平成31年度の最も高い変化率が続くの見込み、同数を変化率として用いています。

しかしながら、子どもの人口は少子化といわれているとおり、17歳から0歳までの人口グラフは逆ピラミッドの状態になります。令和2年度の列を見ても、17歳が1,138人に対して0歳児が624人この間には500人の差があります。そのため、翌年には最も多い年齢の17歳が年少人口から外れて、0歳児は前年より少ない出生数で現れてくると考えられることから、逆ピラミッドが全体的に徐々に小さくなると予想できます。その小さくなるスピードが早いか遅いかがポイントであると認識していただくと良いかと思えます。そのスピードが緩やかになってきているのが今の状況です。下段の子ども人口を見ると、平成30年度から平成31年度の間は90人減となり、変化率が最も多かった平成31年度でも減少していることが分かります。ただ、平成27年度から平成28年度の間は369人減となっていることから、それに比べると減少の割合が非常に緩やかになっています。この緩やかになった減少の割合を受けて、令和2年度は平成31年度と同数の変化率を用いた推計とすると、子ども人口の減少が40人程度と見込まれます。その内、就学前の子どもは増加、小学生も増加、中学生と高校生が減少という推計になっています。令和2年度までは分譲地がまだあるので、平成31年度と同数の変化率で見込んでいますが、令和3年度以降については、大規模な分譲地も減り、子育て世帯の転入も今がピークであることから、子ども人口は減ると考えています。その想定を数値化する方法を検討して、平成30年度・平成31年度・令和2年度の3年の平均の変化率を用いて緩や

かに減少することをイメージした数値にしています。令和4年度以降の変化率については、緩やかに減少していくことが予想されるので、増加傾向のピークである平成31年度・令和2年度を除き、直前の平成28年度・平成29年度・平成30年度の平均の変化率を用いてそれぞれ算定をしています。令和2年度から徐々に減少していく数字が大きくなっています。令和2年度・令和3年度では、まだ高い数字を示しているため、反動で令和4年度の子ども人口が137人減と若干減少した数値ですが、令和4年度は第二期子ども・子育て事業計画における中間年で見直しを行う年です。

したがって、この時期までに新たな住宅分譲が着工される可能性もあるので、それらの変化等も見て令和4年度に改めて見直しが必要であれば、子ども人口を修正し、各事業の量の見込みと提供体制を合わせて見直しを行っていく計画です。実際は子ども人口がどのような数字になるか分かりませんが、できるだけ実績と近い数字を推計したいと考えています。しかしながら、実際の動向が想定どおりとは限らないので変わってしまう事もあります。今得ている情報の中でこの推計方法を採用しましたので、その点についてこの場でご意見等いただき、今後の量の見込みや提供体制の算出に入っていきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

○藤野会長

人口推計の説明ありがとうございます。算出方法を丁寧に説明していただきましたが、質問等ありますか。

○木村委員

いずれにしても、0歳児の行、つまり出生は減少しています。この度の、幼児教育・保育の無償化が少子化対策として有効で、子どもの減少スピードを緩やかにする効果をもたらしたという評価を持っていますか。もし、少子化対策として効果を望むのであれば、保護者世代の所得を上げる貧困対策の方が出生増につながる大きな要因になるのではと考えます。子どもを預かる施設側の現場をお話しすると、保護者のニーズの変化もあります。13年前、上江別幼稚園での年少さんクラスは1クラスで30人位しかいませんでした。今は70人近くいます。保護者側も以前は年中さん、年長さんから入園させるニーズが主でしたが、3歳になった時点、あるいは2歳からと入園のニーズの年齢がどんどん下がってきています。子どもの出生は減ってきているので、市政として受け入れられる施設の容量も同様に考えていか、これまでの推移や親のニーズの変化を絡めて検討していく必要があると思います。当施設としても、計画に勘案していただきたいと望んでいます。

○四條子育て支援課長

出生数については、実績を見ますとバラつきはありますが、やはり減少傾向にあることが言えます。今般の幼児教育・保育の無償化が出生数にどのような影響を与えるのかは、まだ見えていない状況です。そのため、計画を策定するには大変難しいタイミングですが、子育て世帯が転入により増加した場合、その世帯がまた新たに第二子・第三子とお子さんをもうけるのであれば出生数が伸びる可能性も含んでいます。しかしながら、まだ結果が出るには時間がかかるのが現状です。0歳児は出生率によって計算をしていますが、出生率は15歳から49歳の女性の数に左右されます。当該年代の女性は増えていませんので、今、出生数を見積もりますと計算上は減少傾向にあります。これも中間見直しの時に、昨

年・今年に住宅を持たれた世帯の中で出生が増えていく可能性もあり、また、こんにちは赤ちゃん事業では新たに訪問するお宅も増えているので、出生数が増加傾向につながる要素もありますが、今回その数字については反映しておりません。

もう1点は木村園長のおっしゃるとおりで、子どもの数が減ったからといって、幼児教育・保育に関して余裕が出るということはないと考えています。それは、早い段階で幼稚園に入れる保護者が増えている動向が近年はっきり見えているからです。昔は4歳児クラスから入園、3歳児クラスからの入園は早いという印象でしたが、今は3歳児クラスから入園するのが当たり前、中にはその手前から入園させる。それらを考えるとニーズ量が高まっています。ニーズ量の上昇と人口の検証がありますが、どちらがどの程度推移していくのかをしっかりと見て、基本的に子どもの数とニーズ量をかけて計算しますので、どちらかを見誤ると量の見込みは狂うという事になります。昨今、ニーズの変化が著しい状況にありますので、それらを踏まえて次回以降素案の中で「こういう考え方で量の見込みを算出しています」という説明をし、その中でご意見をいただきながら、より実情に近づけるような量の見込みの算出を行って計画を策定していきたいと思っています。

冒頭にも申し上げたとおり、作業スケジュールが大変厳しく申し訳ございませんが、委員の皆様にはその点においてもご協力いただきます様、よろしく申し上げます。

○藤野会長

ありがとうございます。次に進んでよろしいですか。

では、次第5「その他」について事務局から何かありますか。

○四條子育て支援課長

今回の会議ですが、11月上旬頃に開催を予定しています。なお、当委員会の委員任期が10月30日までとなっております、再任を妨げるものではありませんので、団体推薦として来ていただいている皆様には引き続きお願いしたいと思いますし、藤野会長にも引き続きお願いできればと考えています。市民公募の委員の方に関しては、現在、公募を行ってまして10月16日が締め切りとなっております。3人の枠がございまして、多数ご応募いただいた場合は抽選となりますが、周りにご興味のある方がいらっしゃれば是非お声掛けいただけると幸いです。高本委員・土田委員は恐らく本日が最後の会議となります、任期中ありがとうございました。また、団体推薦の皆様も10月末で一度任期は終了となります、ありがとうございました。次期以降もよろしく申し上げます。11月より新たな任期の中で具体的な第二期計画の策定を進めていくこととなります。しかしながら、継続性も大切ですので改めて委員の依頼をさせていただくと思っておりますが、その際にはご快諾くださいますよう、よろしく申し上げます。

○藤野会長

高本委員・土田委員お疲れ様でした、ありがとうございました。日程等について質問等はありませんか。

(なし)

ないようですので、本会議で予定している事項についてはすべて終了しました。以上で令和元年度第1回子ども・子育て会議を終了します。